

○武蔵野大学特任教員規程

(昭和 57 年 4 月 1 日)

改正	昭和 59 年	4 月	1 日	平成 9 年	7 月	1 日
	平成 17 年	2 月	8 日	平成 21 年	4 月	1 日
	平成 23 年	5 月	24 日	平成 23 年	12 月	1 日
	平成 25 年	4 月	1 日	平成 26 年	4 月	1 日
	平成 28 年	1 月	1 日	平成 30 年	4 月	1 日
	令和 2 年	6 月	1 日	令和 4 年	6 月	1 日
	令和 6 年	4 月	1 日			

(目的)

第1条 この規程は、武蔵野大学文学部、グローバル学部、法学部、経済学部、経営学部、データサイエンス学部、人間科学部、ウェルビーイング学部、工学部及び教育学部教員就業規則第 7 条第 4 項、武蔵野大学薬学部教員就業規則第 7 条第 4 項並びに武蔵野大学看護学部教員就業規則第 7 条第 4 項に基づき、特任教員に関する事項を定めることを目的とする。

2 本学の教育研究活動に資するために、特任教員の制度を設ける。

(特任教員の定義)

第2条 特任教員とは、当該専門分野において高度な知識及び経験を有する者、又は特殊な技能に秀でている者で、かつ、教育上の能力を有する者をいう。

2 任期制の特任教員とは、大学の教員等の任期に関する法律第 5 条に基づく任期制教員として、本学の教育方針に賛同し、労働契約によって、採用された特任教員をいう。

3 定年制の特任教員とは、任期中又は任期満了後に本人の同意を得て定年制へ移行した特任教員をいう。

4 特任教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、理事会が必要と認めた者については、学校法人武蔵野大学定年規程に規定する定年年齢を超えて教員を採用することがある。

(1) 大学院研究科専攻又は学部学科等の設置に関わる者

(2) 教育上又は文化・学術上功績が特に顕著であり、本学の教学行政上不可欠である者

(3) 日本学術会議に登録されている学会又は国外の学術機関が主催する学会等の代表として実績のある者、学術的・社会的功績が特に顕著であり本学の教育研究の向上に貢献する者、又はそれらに準ずる者

5 特任教員は、本学以外に専任の職務につくことはできない。

(任期制の特任教員の任用)

第3条 任期制の特任教員の任期は、5 年以内とし、必要があると認めたときは、再任することができる。ただし、労働契約法第 18 条に定める通算契約期間（非常勤を含む）が 10 年を超えないものとする。

2 任期制の特任教員に任用されるものは、就任承諾書を理事長に提出しなければならない。

3 任期更新又は定年制移行の判断については、次の基準を総合判断して理事長がその可否を決定する。なお、薬学部については別に定める「武蔵野大学薬学部・薬学研究所教員資格審査委員会内規」、「武蔵野大学薬学キャリア教育研究センター教員資格審査委員会内規」及び「武蔵野大学薬学部臨床薬学センター教員資格審査委員会内規」の基準を加えるものとする。

(1) 教育研究組織又は教育課程の改編等により判断する。

(2) 任期中の教育・研究の業績により判断する。

(3) 任期中の勤務成績、態度又は職務能力向上の見込みにより判断する。

(4) 学校法人の経営状況により判断する。

4 任期を更新しない場合は、少なくとも任期満了する日の 30 日前までに予告する。

(任用期限及び定年)

第4条 任期制の特任教員の任用期限及び定年制の特任教員の定年は満 65 歳に達した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院研究科専攻又は学部学科等の設置のため、理事会が特に必要と認めた者については、当該研究科専攻又は学部学科等の完成年度末までの間、任用期限又は定年を延長することができる。また、第2条第4項第2号又は第3号に該当し、理事会が必要と認めた者については、1年毎に満73歳に達した日の属する年度の末日まで任用期限又は定年を延長することができる。ただし、いずれの場合においても任期制の特任教員は、前条第1項に定める通算契約期間を超えることはできない。

(特任教員の職務)

第5条 特任教員は、原則、授業（学外実習を含む）、研究に従事する。また、学長は本学の教育研究に必要と認められる場合に限り、特任教員に大学（附置機関を含む）の業務について委嘱することができる。

(特任教員の給与、賞与及び退職金)

第6条 特任教員の給与、賞与及び退職金の支給については、別に定める「武蔵野大学特任教員給与規程」による。

(研究費)

第7条 特任教員の研究費の支給については、別に定める「大学研究費規程」による。

(就業規則)

第8条 第3条から第6条に定める以外の就業条件については、武蔵野大学文学部、グローバル学部、法学部、経済学部、経営学部、データサイエンス学部、人間科学部、ウェルビーイング学部、工学部及び教育学部教員就業規則、武蔵野大学薬学部教員就業規則並びに武蔵野大学看護学部教員就業規則を適用するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この内規は、昭和57年4月1日から施行する。

2 「武蔵野女子大学・同短期大学部における定年を越えた教授の任期に関する規程」は廃止する。

3 この内規の運用については別に定める「取扱要領」によるものとする。

附 則

この内規は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（第3条、第4条改正、第7条削除、前記附則3改正）

この内規は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日に在職する者の任用期限は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月24日から施行し、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（第3条第2項改正）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。なお、第3条第2項に定める学部学科等には、千代田インターナショナルスクールを含むものとする。

附 則（第3条第2項改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（専務理事及び学院長並びに学内理事者会の廃止に伴う規程改正規程制定による改正）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（第3条第1項、第5項、第7条改正）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（第1条～第3条改正、第4条追加、第5条～第9条改正）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正に伴い、「武蔵野大学薬学部・薬学研究所教員資格審査委員会内規」第1条、「武蔵野大学薬学キャリア教育研究センター教員資格審査委員会内規」第1条、及び「武蔵野大学薬学部臨床薬学センター教員資格審査委員会内規」第1条の条文中「武蔵野大学特任教員規程第3条第5項」を「武蔵野大学特任教員規程第3条第3項」に改める。

附 則（第3条第3項、第4条第1項、第2項改正、第2条第4項追加）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 ただし、この規程施行の日以前に、改正前の第3条第2項の規定の適用を受けていた者については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。